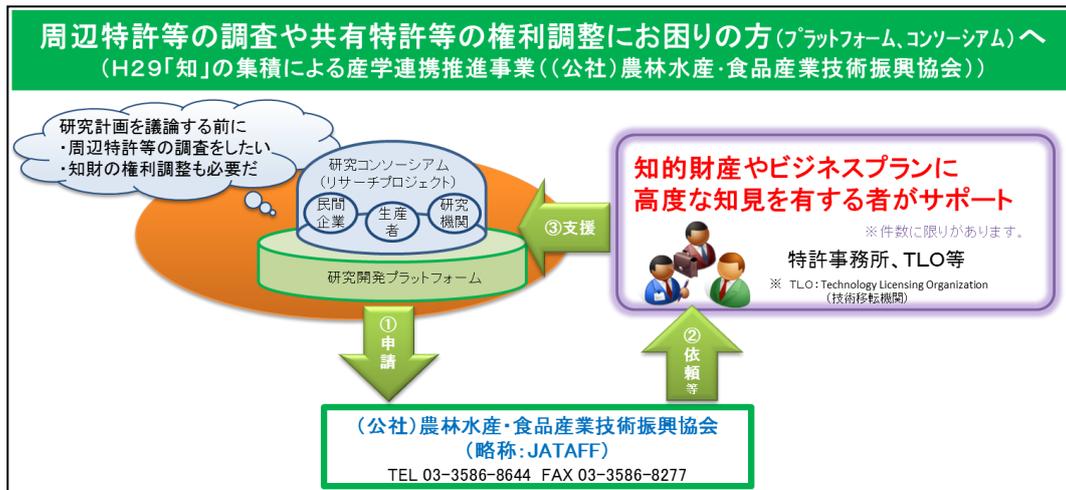


平成 29 年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち知的財産の技術移転加速化事業
「周辺特許情報等の調査」、「共有特許等の権利調整」第 3 回支援案件の募集について

「知」の集積と活用場においては、一定の課題の下で共同で研究開発に取り組むグループ（研究開発プラットフォーム）の形成を支援することとしています。

研究開発プラットフォーム、あるいは研究開発プラットフォームから形成される研究コンソーシアムにおける知的財産戦略や研究開発計画の作成のため、本事業では、周辺特許情報等の調査、共有特許等の権利調整を支援します。支援をご希望の方は、以下をご参照の上、申請して下さい。

1. 概要



研究計画を検討される際には、周辺特許情報等の調査や共有特許等の権利調整が必要な状況にもなりうるかと思えます。研究開発プラットフォームあるいは研究コンソーシアムからのご依頼（申請）に応じ、それらの調査や権利調整の支援を行います。

本事業は、農林水産省から委託を受けた（公社）農林水産・食品産業技術振興協会（略称：JATAFF）が事務局を担当し、実際の支援業務は JATAFF が契約した特許事務所等が行います。

2. 利用料金

原則として無料です。

但し、以下の 3 に示すように、JATAFF から特許事務所等に支払う費用に上限がありますので、その範囲内での調査あるいは権利調整の支援になります。支援内容の詳細については、申請書提出後に、JATAFF 及び特許事務所等が申請者と調整させていただきます。

費用の上限を越える内容をご希望の場合は、超過分を申請者側で負担して頂くことになります。

3. 支援内容

本事業では、「周辺特許情報等の調査」、「共有特許等の権利調整」について支援します。

「周辺特許情報等の調査」は、一定の技術範囲における特許情報等の調査を行い、調査結果を提供させていただきます。「共有特許等の権利調整」は、共有特許等の権利調整の方法を検討・提案させていただきます。詳細は以下の表をご参照下さい。いずれの場合も、メール等により特許事務所等と相談して頂くことが可能です。調査あるいは検討の結果は最終的に報告書として提供させていただきますが、途中段階で一度中間報告をさせていただきます。

費用は JATAFF が特許事務所等に支払いますので、原則として、申請者側の費用負担はありません。できるだけ多くの研究開発プラットフォーム、研究コンソーシアムを支援するため、費用の上限を定めています。そのため、ご希望の全てには応えられない可能性がありますので、あらかじめご了解下さい。費用には、申請者と面談する場合の特許事務所等担当者の旅費も含まれますが、申請者の旅費は含まれません。なお、費用の上限を越える内容をご希望の場合は、超過分を申請者側で負担して頂くことになります。

支援内容と費用の詳細については、申請書提出後に、JATAFF 及び特許事務所等と調整して頂くことになります。

		周辺特許情報等の調査	共有特許等の権利調整	
概要		一定の技術範囲における特許情報等の調査を行い、調査結果を提供します。	共有特許等の権利調整の方法を提案します。	
特許事務所等による支援内容	1. 相談	メール、電話、面談で詳細な相談に対応します。その場で可能なアドバイスは行います。申請者のもとに出向くことも可能です。		
	2. 調査、調整方法の検討	1) 調査	特許情報データベース J-PlatPat、民間の有料特許データベース等を利用した周辺特許情報調査。Google Scholar、CiNii 等を利用した論文検索。	1) 調整方法の検討・提案 秘匿化・特許化・公知化等の取扱い、特許化する際の持ち分・実施権・不実施補償、クロスライセンス等に関する 1～数種類の調整方法を検討・提案。
		2) 整理	抽出された特許情報や論文情報の概要等を一覧表等により整理・可視化。	2) 契約書ひな型の検討・提案 上記 1) に関する契約書ひな型を検討・提案。
		3) 分析	商品化・事業化の障害になりうる情報や活用しうる情報、当該技術分野の傾向、今後の方向性等を分析。	
	3. 中間報告	中間状況の報告。		
	4. 最終報告	報告書の提供。		
JATAFF が特許事務所等に支払う費用の上限・下限（目安）	片方のみ活用の場合	上限：40万円 下限：10万円	上限：30万円 下限：10万円	
	両方活用の場合	上限：60万円 下限：15万円		
期間の目安 （1.相談～4.最終報告まで）		1～2ヶ月		

4. 申請要件、留意事項

- 1) 研究開発プラットフォームの届出、受理がされていることが必須条件です。
- 2) 研究開発プラットフォームのプロデューサー、あるいは研究コンソーシアムの研究代表者（研究コンソーシアムの協定書等を締結していない場合は、予定者でも結構です）が申請して下さい。なお、申請者とは別の者が連絡窓口を担当する場合は、そのことを申請書に記入して下さい。
- 3) 研究代表者が申請する場合も、プロデューサーの記名・押印は必要です。
- 4) 1 申請者が申請可能な件数は 1 件です（「周辺特許情報等の調査」と「共有特許等の権利調整」の両方について申請する場合も 1 件とカウントします）。
- 5) 調査等の範囲が狭い方が詳細な調査等が可能であり、かつ調査等の結果を有効活用して頂きやすいことから、ある程度研究計画が練られた研究コンソーシアム形成段階で申請されることが理想的です。
- 6) 特許事務所等は申請者に対して支援業務を行います。研究開発プラットフォーム内、あるいは研究コンソーシアム内の関係者との調整は申請者が行って下さい。
- 7) 基本的に特許を対象とした事業ですが、特許以外の知的財産についても支援可能です。ご希望の場合は、その旨を申請書に記入して下さい。
- 8) 外部有識者等による審査により、支援対象案件が決定します。そのため、申請書を提出頂いても支援対象に選定されない場合がありますので、あらかじめご了解下さい。
- 9) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担となります。
- 10) 特許事務所等による支援結果（報告書等）は、農林水産省、「知」の集積と活用場 産学官連携協議会事務局、JATAFF でも共有させていただきますので、あらかじめご了解下さい。外部に公表することはありません。

5. 申請相談受付期間

平成29年10月27日（金）～11月22日（水）17時

6. 申請方法

1) 申請相談

以下の書類を平成29年11月22日（水）17時までに事務局までメールにより（renkei@jataff.jp まで）提出して下さい。

①申請書の案

JATAFF ホームページ（<http://jataff.jp/project/chizai/index.html>）より様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出して下さい。この時点では押印不要です。

②研究開発プラットフォーム届出書の写し

「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局に提出した届出書の写しを提出して下さい。

（本書類を提出して頂くことについては、農林水産省及び「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局の了解を得ています）

2) 調整・申請

JATAFF 及び特許事務所等が、費用等を踏まえ、申請内容について申請者と調整させていただきます。調整後に、押印した申請書の郵送をお願いする予定です。

7. 審査

提出された申請書等について、別紙の審査要領に基づき、書類審査を行い、支援対象者を選定します。審査結果は遅滞なく申請者に通知します。

8. 今後のスケジュール（予定）

平成29年10月27日（金）	申請相談受付開始
11月22日（水）	申請相談受付締切
11月下旬～12月上旬	調整・申請
12月中旬～	審査等の実施
平成30年 1月中旬	支援対象案件の決定
1月中旬～3月中旬	支援の実施

9. 事務局

（公社）農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
産学連携事業部 佐藤、羽藤、浅野、石脇、川畑
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階
TEL：03-3586-8644、FAX：03-3586-8277、E-mail：renkei@jataff.jp
ホームページ：http://jataff.jp/